

平成 29 年 6 月 1 日

会社更生手続申立のお知らせ

代表取締役

高石 見機

弊社は、平成 29 年 5 月 31 日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理されました（平成 29 年（ミ）第 3 号）。

関係者の皆様方には、大変なご迷惑ご心配をおかけるすることになり、心よりおわび申し上げます。

会社更生手続は、事業を継続し、会社の再建をはかる手続きであり、弊社もこれまで通り経営を続けさせていただきます。

今後は一日も早く会社を再建させるべく社員一同邁進してまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。

以上